

事業計画書

第27期 令和8年度（2026年度）



kashokai
nukumorinosono since2000

社会福祉法人 嘉祥会

はじめに

2026年度を迎えるにあたり、社会福祉法人として果たすべき役割は一層重要性を増しています。介護保険制度では、本年6月には介護報酬の臨時改定が予定されており、物価高騰や人件費上昇への対応、サービス提供体制の維持に向けた追加的な見直しが進められます。制度改革が相次ぐ中で、介護現場には引き続き透明性の向上と持続可能な運営体制の確立が求められています。

新たに医療職の方が市長となった町田市においては、要介護認定調査へのAI導入や審査会のオンライン化が着実に進み、行政手続きの効率化と迅速化が徐々に図られつつあります。こうした取り組みは、地域の高齢者が必要な支援をより早く受けられる体制づくりに寄与するものであり、私たち介護事業者にとっても大きな期待が寄せられています。一方で、物価高騰や人材確保の難しさなど、介護を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」を越え、地域の高齢化率は今後も上昇が見込まれています。町田市が掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らせる地域づくりに貢献することが、当会に課せられた使命であると考えています。

当会は創立以来大切にしてきた「真直な心」「誠実な心」「奉仕の心」を基盤に、質の高い介護サービスの提供と、地域の皆様との連携強化に努めてまいります。急速に進化するAI技術やデジタルツールも積極的に活用しつつ、人と人との関わりが生み出す「ぬくもり」も大切に、利用者の皆様が安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

本年度も、地域に根ざした法人としての責務を果たし、安定した経営基盤のもと、職員一人ひとりの成長とサービスの質向上を目指して邁進してまいります。引き続き、皆様の温かいご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次

1.	法人本部	1
2.	グループホーム ぬくもりの園	3
3.	デイサービス ぬくもりの園	7
4.	ショートステイサービス ぬくもりの園	11
5.	居宅介護支援事業所 ぬくもりの園	14
6.	ヘルパーステーション ぬくもりの園 (高齢者福祉)	17
7.	ヘルパーステーション ぬくもりの園 (障害福祉)	20
8.	サービス付き高齢者向け住宅 清住の杜町田	22
9.	地域密着型デイサービス Cherish	25

【 2.基本方針 】

(1) ご利用者の生活の質の向上

ご利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、その人らしい生活の実現に努めます。また、ご利用者の心身の変化に応じて随時ケース会議で取り上げて改善します。

(2) 事業運営の透明性の確保

ご利用者、ご家族、地域住民等へサービス内容や経営状況についての透明性に努めます。また、外部による第三者評価などを実施し、情報公開を積極的に行います。

(3) 事業執行の適正化

事業執行にあたっては、介護保険、財務会計さらに個人情報保護等に関する法令等を遵守して、適正な事業執行に努めます。

(4) 公益性の推進

社会福祉事業の主たる担い手という高い公益性を有する法人とし、また、地域の多様な福祉需要に対応していくために、低所得者や制度の狭間にいる方々に対しての支援、公益的な事業の実施など、社会福祉法人としての役割を担います。

(5) 施設の社会化の推進

地域行事への参加、関係団体、他業種との連携など、地域との関係強化を図るとともに、ボランティアの受け入れを積極的に行います。また、本会が知り得た、専門的なケア技術や所有している設備等を地域の方々にご利用していただき、本会の行事への参加も促進します。

高齢者グループホームぬくもりの園（認知症対応型共同生活介護）

法人の北極星（3年後にありたい姿）

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中でグループホームの役割

当事業所は、

地域に根差したグループホームとして住み慣れた環境の中で、ご入居者が穏やかに安心して生活を送ることができるよう、職員の支援

を通じて、一人ひとりの意思と選択に沿った生活が、安心して続けられるよう支える役割を担う。

重点目標

地域に対して、ご入居者一人ひとりの顔や暮らしぶりが見える、開かれたグループホームの運営を目指します。

具体的な計画

散歩時のゴミ拾いを行うほか、落ち葉の季節には、事業所周辺の清掃活動を実施します。また、手作りのポチ袋を地域住民に配布するなどの取り組みを通じて、地域の一員としての存在を知っていただき、開かれたグループホームとしての生活を継続します。

① 利用者支援

地域の一員であることを実感していただけるよう支援します。

地域の公園清掃に参加したり、回覧板を届けることで、小さな役割でも「誰かの役に立っている」という実感が湧き、「してもらう生活」ではなく、地域での中で役割を持つ生活をしていただきます。

② 職員・チーム

ご入居者一人ひとりのレベルを把握し、一人ひとりに役割があり、地域の一員として生活している実感を支援します。

ご入居者のできないことではなく、「できること」を職員一人ひとりが把握します。入居者の生活歴、得意なこと好きなこと、ADL や体力、認知症の状態などを把握し、チームとしてカンファレンスで情報共有し、ご入居者一人ひとりの「できることリスト」を作成します。

③ 運営・稼働

稼働率95%を目標とします。

派遣に頼らず、職員の定着。満床を維持するために、ご入居者の健康管理に努め、居宅事業所、病院などと密に連絡を取り合い、空室が出た場合でも、迅速に対応できるよう、営業活動します。

【 1.目的 】

家庭的な環境の中で、食事や入浴、排泄などの日常生活の支援及び心身の機能訓練を行い、安心と尊厳のもと、ご入居者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活が送れるよう支援することを目的とします。

【 2.運営方針 】

(1)入居者の生活／緑豊かな環境の中、ご入居者のペースで、ゆったりと、安心し、ご自宅で生活しているような雰囲気作りを目指します。お一人おひとりの役割を見つけ、それが生きがいとなり自立につながるよう日常生活を支援します。

(2)地域との交流／自治(町内)会主催の行事や地元小学校の行事、隔月に開催している地域運営推進会議などを通じて自治(町内)会との交流を図り、地域に密着した施設づくりに努めます。

(3)環境整備／ア. 春と秋に町田市から配布される花の苗を、中庭と玄関前の花壇にご入居者と職員が一緒に植え、水やりや手入れを行います。その成長を楽しみながら、施設の美化に取り組みます。／イ. 毎日の清掃に加え、施設内の床及び窓の清掃を年に1回、エアコン及びエアコン室外機の清掃・消毒を年に1回、専門業者へ委託し、施設内の衛生管理に努めます。

【 3.対象者 】

認知症状のある要介護認定者及び要支援2認定者

【 4.利用定員 】

グループホーム／18名

【 5.サービス内容 】

(1)入居者の生活／ご自宅で生活をしているような、自由でゆったりとした時間を過ごしていただきます。日々の生活の中で、お一人おひとりが役割を持ち、その役割が自信となって自立した生活を送れるよう支援します。

(2)家族との交流／ア.毎月、ご入居者の日々の生活の様子を手紙にてお知らせします／イ. ご家族にも参加していただける行事として敬老会・クリスマス会・バーベキュー等を開催し、ご入居者とご家族の交流の機会を作ります／ウ. ご入居者とご家族の食事会を開催します。

(3)食事／ア. ご入居者の状態に合った食事の形態を、一口大、刻み食、ミキサー食などに変更しアレルギーや食事量に注意して食事を提供します／イ. 流しそうめん、バーベキュー、餅つきなど季節の行事を行い、季節感を味わっていただきます。春には、トマト、きゅうり、なす、ピーマン等の苗をご入居者と協力して中庭に植え、夏に収穫し食卓を彩ります。／ウ. 毎月、栄養士による季節に合った体に良い食事を提供します／エ. 旬の野菜を使用し、より健康になっていただける食事を提供します。

(4) 体調管理／ア. 介護職員、看護師による朝・夕・入浴前後のバイタル測定を行い、体調管理に努めます／イ. 1週間に一度の歯科往診を行います／ウ. 2週間に一度の内科往診を行います／エ. 介護職員によるケアカンファレンスを通して、全職員がご入居者の心身の状態を把握し支援します。また、研修等を通じて感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に努めます／オ. 眠りスキャンによる、ご入居者一人ひとりの睡眠の質を把握し、日中の活動内容の見直しに努め、QOLの向上に努めます。

(5) 介護計画／ご入居者とご家族の意向を踏まえて、ご入居者の“できないけれどしてみたいこと”や、職員の気付きや発見をもとに“できるけれどしていないこと”を反映させ、介護計画書を作成します。ご入居者と職員が目標を共有し、達成できるように取り組みます。

【 6.年間行事 】

月	内 容	月	内 容
4月	お花見ツアー	10月	運動会・バーベキュー大会
5月	母の日会	11月	紅葉狩り・作品展
6月	紫陽花見物・流しそうめん・父の日会	12月	クリスマス会
7月	七夕まつり	1月	初詣
8月	夏祭り	2月	節分会
9月	敬老会	3月	ひな祭り会

【 7.施設管理 】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議
5月	事業所会議、地域運営推進会議	11月	運営会議、事業所会議、地域運営推進会議
6月	事業所会議	12月	事業所会議
7月	運営会議、事業所会議、地域運営推進会議	1月	事業所会議
8月	事業所会議	2月	事業所会議
9月	事業所会議、地域運営推進会議	3月	運営会議、事業所会議

(2) 防火防災計画

防災教育や毎日定時での自主点検の実施等で、防災に関する職員の意識を高め、予防活動に努めます。また、消防計画に基づき避難訓練と消火・通報を含む総合防災訓練及び地域の防災訓練にご入居者

にも参加していただきます。BCPの定期見直しも実施します。

(3)感染症対策

コロナウィルス等、感染症の流行情報には十分注視し、除菌やマスク、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、1日2回の換気の実施、消毒を徹底し、拡大防止に努めます。また、ご入居者や職員の健康状態も踏まえ、計画している行事等にも情勢に合わせ柔軟に対応します。

(1) 認知症対応型通所介護

法人の北極星（3年後にありたい姿）

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中で認知症対応型通所介護の役割

当事業所は、

居心地の良い環境で、認知症の状態にある方が安心して過ごし、認知機能低下の軽減の支援

を通じて、一人ひとりの意思と選択に沿った生活が、安心して続けられるよう支える役割を担います。

重点目標

ご利用者が何を求めているかを考え、一人ひとりのニーズに沿った支援を行う。

具体的な計画

① 利用者支援

- 一人ひとりの「やりたい」ことや“やりがい”を感じる時間を、サービス利用日ごとに創出します。

具体例として、認知症の状態にある方が「帰りたい」「今何時なの？」といった BPSD が出現した際、職員が対応するだけでなく、同じテーブルに座るご利用者の「他者の役に立ちたい」という思いを信じ、その力を活かす支援を行います。普段は傾眠がちなご利用者でも、「役に立ちたい」というお気持ちから壁掛け時計を探し、「今は〇時だから、もうすぐ帰れますよ」と、同じく「帰りたい」と不安を抱える方に寄り添ってくださる場面があります。認知症対応型通所介護をご利用されている方は、日常生活の中で「ありがとう」「助かった」と声をかけられる機会が減っている可能性が高いので、デイサービスの中で役割を持つことで意欲を引き出し、感謝される経験を通して自己肯定感を取り戻す支援を実施します。役割は多様であり、洗濯物たたみや掃除など、日常的な活動でもよいと思います。また、役割を持つことによって意欲を引き出すことが難しい状態の方に対して、「外出したい」「他者と関わりを持ち続けたい」「清潔を保ち皮膚状態を維持したい」といったその方なりの「やりたい」に向き合い、実感できるような声かけと関わりを行います。

- ケアプランデータ連携

居宅介護支援事業所との情報共有の強化を目的にケアプランデータ連携を導入します。

② 職員・チーム

- 認知症の状態にある方への向き合い方や捉え方を変えていきます。

「なぜ帰りたいのか？」を探る背景理解（安心・役割・時間感覚）や生活歴・強み・大切にしてきた価値観を引き出すコミュニケーション技術の獲得や“支援対象”ではなく“資源”として他利用者を見る視点を研修と日々の実践を通して育みます。

③ 運営・稼働

- 稼働率 60%目標

令和 8 年 2 月に定員を 8 名に変更。令和 8 年度は登録段階の稼働率で 70%、稼働率 60%を目指します。具体的な活動として、①パンフレット新規作成②各月の居宅介護支援事業所への訪問営業③毎月中旬の送迎可能な範囲の居宅介護支援事業所への FAX 送信④月末に今お付き合いしている居宅介護支援事業所へのモニタリング郵送⑤サービス担当者会議への積極的な参加を実施します。

(2) 地域密着型通所介護

法人の北極星（3年後にありたい姿）

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中で地域密着型通所介護の役割

当事業所は、

今後増える MCI や認知症の高齢者に対してエビデンスに基づく認知症予防の実施

を通じて、一人ひとりの意思と選択に沿った生活が、安心して続けられるよう支える役割を担います。

重点目標

MCI や認知症の状態にある方に対してエビデンスに基づく認知症予防（一次予防、二次予防、三次予防）を実践します。

具体的な計画

① 利用者支援

- ・思い出の場所や店舗などの地域資源を活用した認知症予防リハビリテーションの実施

筋力トレーニングや有酸素運動、他者との交流、栄養管理といったエビデンスに基づく認知症予防の実践に加え、「あそこのラーメン屋が美味しかったんだよね」「この公園によく息子と散歩に来たよ」といった思い出の場所への外食や外出の機会を設け、意欲的に取り組める支援を行います。日常生活圏内の社会資源を活用することで、歩行、記憶の想起、コミュニケーションなどを複合的に行う機会を創出し、脳の賦活を促しながら認知機能の維持を図ります。

「また行きたいな」「楽しかったよ」という前向きな体験を積み重ねることで、意欲を引き出し、主体的に参加できる活動を継続的に実施します。

- ・ケアプランデータ連携

居宅介護支援事業所との情報共有の強化を目的にケアプランデータ連携を導入します。

② 職員・チーム

- ・認知症予防リハビリテーションの理解と実践

社会的交流と認知機能低下予防や回想と感情記憶の関係、二重課題（歩行＋会話）の効果をも PT からの指導や論文の内容を勉強することで理解し、実践します。ICF を念頭においたケアを実践します。

③ 運営・稼働

- ・稼働率 65% 目標

年間稼働率目標 65%。登録段階の稼働率 75% 程度を目標とします。

具体的な活動として①パンフレット新規作成②各月の居宅介護支援事業所への訪問営業③毎月中旬の送迎可能な範囲の居宅介護支援事業所への FAX 送信④月末に今お付き合いしている居宅介護支援事業所へのモニタリング郵送⑤サービス担当者会議への積極的な参加を実施します。

【1.目的】

ご利用者が可能な限り住み慣れた地域のご自宅で、自立した生活または介護サービスを受けながら生活出来る様支援して参ります。日常生活上において必要な支援及び機能訓練や生活機能向上、グループ活

動などのご利用者同士の交流の時間を設けることにより、心身の機能の維持及びご家族の介護の軽減を図るとともに、デイサービスを利用する事により社会との交流、参加、共存出来る事を目的とします。

【2.運営方針】

(1)環境作り／ご利用者が「また来たい」「あなたに逢えてよかった」と言っていたりいただけるような家庭的で、ホッと出来る場の環境づくりに努めます。昨年度に引き続き、感染予防に向けた日々の備品の消毒や送迎車両の消毒などを実施し、対策を行います。

(2)生きがい作り／ご利用者一人ひとりの生活歴を把握し、日常生活や会話の中から趣味・楽しみ・生きがいを見つけることで、可能な限りそのサービスを提供できるように努めます。

(3)自立支援の推進／職員が全ての生活動作に支援するのではなく、例えば、配茶、調理、昼食配膳、洗濯物たたみ等、ご自宅で行っていることをしていただく事で、自ら参加し、「出来る」という達成感のあるご利用者主体の支援に努めます。

(4)家族支援／ご家族と対話(意思・選択・希望・悩み等)の時間を設け、相談、提案することで介護の軽減を図れるよう努めます。

(5)地域交流／コロナ等の流行状況に留意しながら、ご利用者と地域・ボランティアの方による季節行事や音楽会、発表会、手工芸等を開催することで、地域との交流の場が持てるように努めます。

(6)開園日／年末年始と日曜日を除いて開園いたします。平日・土曜に加え、祝日も開園します。

(7)広報活動／「デイサービスだより」を毎月発行し、活動内容や情報をご利用者及びご家族や関係機関へお知らせします。また、訪問活動を行えるよう業務の見直しを行いながら、主には電子メールにて情報の配信を行います。

【3.対象者】

要介護認定者及び要支援認定者

【4.定員】

28名(認知症対応型通所介護 8名×1単位)、(地域密着型通所介護15名)

【5.サービス内容】

(1)生活支援・援助／レクリエーション活動の際には、機能訓練の要素を取り入れ、楽しみながら身体を動かすことで介護予防に努めます。

(2)食事／ご利用者のご状態に合わせた形態で提供し誤嚥予防に努めます。また、変化のない食事メニューにならないよう、季節の野菜を取り入れた調理を実施します。

(3)入浴／ご利用者のご希望、ご状態に合わせて特殊浴槽、ミスト浴槽、一般浴槽にてご提供します。

(4)環境整備／室内温度、換気、空気清浄機を活用し感染予防に努めます。年内に改修必要個所の実施を予定しています。

(5)送迎／安全運転に努めながら事故のないよう努めています。新入職員への車椅子送迎車両の手順説明を随時実施します。

(6)体調管理／職員は出勤時、ご利用者は毎回利用開始時の検温、血圧測定を実施、職員はマスク着用での勤務、ご利用者へはマスク着用協力依頼をお願いします。必要に応じて再検温や血中酸素飽和度を計測し安心してご利用できるよう努めます。

【6.年間行事】

月	内 容	月	内 容
4月	お花見ツアー	10月	秋の大運動会
5月	旬の筍御膳	11月	さんま祭り
6月	紫陽花めぐり	12月	クリスマス会

7月	七夕祭	1月	初詣
8月	暑気払い	2月	節分祭
9月	敬老会	3月	ひなまつり

【7 施設管理】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議、動画研修	10月	全体会議、事業所会議、動画研修
5月	事業所会議、動画研修	11月	運営会議、事業所会議、動画研修
6月	事業所会議 運営推進会議、動画研修	12月	事業所会議、動画研修
7月	運営会議、事業所会議、動画研修	1月	事業所会議、運営推進会議、動画研修
8月	事業所会議、動画研修	2月	事業所会議、動画研修
9月	事業所会議、動画研修	3月	運営会議、事業所会議、動画研修

※法定研修は動画研修にて実施

虐待防止、身体拘束、感染症、BCP の会議は法人のスケジュールに合わせて実施します。

(2) 消防訓練等

毎日定時での自主点検実施を行い、防災に関する職員の意識を高め、予防活動に努めます。また、消防計画に基づき年2回の消火訓練・通報訓練・避難訓練や消火器取扱い訓練を実施します。BCP の定期見直しも実施します。

(3) 感染症対策

コロナウイルス等、感染症の最新情報には十分注視し、手指消毒やマスク、定期的な換気、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。また、ご利用者や職員の健康状態も踏まえ、計画している行事等も情勢に合わせ柔軟に対応します。万が一、ご利用者やご家族、職員等にコロナ等感染症が確認された場合には、速やかに関係機関へ連絡を行い感染拡大予防に努めます。

高齢者ショートステイサービスぬくもりの園（短期入所生活介護）

法人の北極星（3年後にありたい姿）

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中でショートステイサービスの役割

当事業所は、

ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援すること

を通じて、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的ゆとりを図る役割を担います。

【重点目標】

（1） ショートステイだからこそ経験できるケアに挑戦する

① 利用者支援

ご利用前の居宅における生活とご利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、自律的な日常生活を営むことを支援すると共に、ご利用者の個性や趣味、やりたいことをして過ごせる居心地の良い場の提供に努めます。また、ご利用者の在宅生活が継続できるようご家族の身体的及び精神的ゆとりを図れるよう努めます。

② 職員・チーム

その人らしい生活をご家族と共に一緒に支え、マニュアルに縛られず、出来ないではなく出来ることを考えるチームとなるため、職員会議の場で勉強会などを行います。

（2） 職員が安心して働ける環境を整える

③ 運営・稼働

職員の人員数の安定を図ります。有給消化率 50%を目指します。近隣地域の居宅などへ空き室情報を定期的に FAX にてお知らせし、稼働率 85%を目指します。

【1. 目的】

短期入所生活介護は、ご利用者が可能な限りご自宅で自律した日常生活を送ることができるよう、ご利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、ご家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。介護が必要な方の短期間から必要期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

【2. 運営方針】

(1) ユニットケア(個別支援) / ご自宅での生活と同じような生活を送っていただけるよう、ご利用者の生活

様式や生活習慣などを把握すると共に、自律した日常生活を過ごしていただけるよう支援します。

(2)信頼関係の構築／ア. 緊急を要する依頼も積極的に受け入れ、ケアマネジャーとの信頼関係を築きます。／イ. ご利用中の様子を、ご家族とケアマネジャーへ、わかりやすく書面で報告します。また、ご家族へはレクリエーション等の写真もお渡しします。

【3. 対象者】

要介護認定者及び要支援認定者

【4. 利用定員】

20名

【5. サービス内容】

(1)食事サービス／ア. 旬の野菜をふんだんに使用した料理を提供します。また、ご利用者の状態に考慮した形態の食事を提供し召し上がっていただけます。／イ. 毎月、栄養士による季節に合った体に良い食事を提供します。

(2)介護サービス／在宅生活が継続できるよう、ご利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって自律支援に努めます。また、ご利用者に楽しんでいただけるよう趣味趣向や日課を把握してできる限り個別支援を心掛け楽しく過ごしていただけるように提供します。

(3)機能訓練／ご利用者の心身の状況を踏まえ、自律した日常生活を送る上で必要な身体機能の維持が図れるよう体操を行い機能訓練に努めます。

(4)入浴サービス／ア. ご利用者の心身の状況に応じた介助を行い、楽しく、安心して入浴していただけるよう努めます。／イ. 日替わりで様々な入浴剤を使用し、楽しく気分転換が図れるように努めます。

(5)環境整備／施設内の整理整頓、ご利用終了後には居室内清掃・消毒を行い環境整備に努めます。また、危険箇所の点検を実施し、事故防止に努めます。

(6)体調管理／心身の状況観察やバイタルチェック(血圧・脈拍・体温の測定)等を行い、体調変化の早期発見に努めます。また、必要に応じて服薬の援助、処置などを行います。緊急時には応急処置を行うと共に、医療機関やご家族と連携を図り、迅速に対応するように努めます。

【6. 年間行事】

月	内 容	月	内 容
4月	桜見物	10月	運動会
5月	バーベキュー	11月	紅葉見学
6月	紫陽花見物	12月	クリスマス会
7月	流しそうめん	1月	書初め
8月	納涼祭	2月	節分
9月	敬老祝賀会	3月	梅見物

【7. 施設管理】

(1)会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議
5月	事業所会議	11月	運営会議、事業所会議
6月	事業所会議	12月	事業所会議

7月	運営会議、事業所会議	1月	事業所会議
8月	事業所会議	2月	事業所会議
9月	事業所会議	3月	運営会議、事業所会議

(2) 消防訓練等

消防計画に基づき消火訓練・通報訓練・避難訓練を実施し、ご利用者にも参加していただきます。また、防災備蓄品を準備しております。期限管理も行います。BCPの定期見直しも実施します。

(3) 感染症等

コロナウイルス等、感染症の流行情報には十分注視し、窓を開け換気を行い、手指の消毒や除菌、マスクに手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。また、ご利用者や職員の健康状態も踏まえ、計画している行事等も情勢に合わせ柔軟に対応します。

居宅介護支援事業所ぬくもりの園（居宅介護支援）

法人の北極星（3年後にありたい姿）

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中で居宅介護支援事業所の役割

当事業所は、

専門的知見に基づいた適切なケアマネジメント

を通じて、一人ひとりの意思と選択に沿った生活が、安心して続けられるよう支える役割を担います。

重点目標

ご利用者への居宅介護支援サービスの質向上を第一の目標とし、ケアマネジャーが本来の業務に集中して取り組める業務環境づくりを進めることで、増収を図り事業所運営の健全化を目指します。

具体的な計画

① 利用者支援

1. エビデンスに基づいたケアマネジメントの実践

ご利用者の「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という意向の実現に向け、支援能力の向上を目指します。具体的には、厚生労働省推奨の「適切なケアマネジメント手法」を習得し、実際の支援での活用を目指します。

2. CM 個々の弱点の克服

ケアマネジャー個々が抱える課題を管理者と共有、課題克服に資する個別研修計画を策定し、進めていきます。

② 職員・チーム

1. フレックス勤務の推進

働きやすい環境づくりをさらに推進するため、ケアマネジャーのワークライフバランスに配慮したフレックス勤務の制度を、さらに積極的に活用していきます。

2. 居宅介護支援ソフトおよび「ケアプランデータ連携システム」の導入

業務効率化を図るため、令和7年度より検討を開始した居宅介護支援ソフトの変更については、令和8年度上半期中の実現に向け進めていきます。また、周辺の介護サービス事業所に利用が広がることが見込まれる「ケアプランデータ連携システム」についても、早期の導入を図り、さらなる業務効率化と事務コスト削減を目指します。

3. 事務員の配置・活用

繁忙期を中心に事務員を配置することで、ケアマネジャーの業務量軽減を図ります。

4. 新たな給与システム（インセンティブ制度）の導入

ケアマネジャー個々の努力を評価し、業務意欲を高めることができるインセンティブ制度の早期導入を目指します。

③ 運営・稼働

1. 利用定員に対する請求件数（目標値：常勤専従職員＝要介護認定者 37 名/当月請求件数、事業所全体＝同 136 名/当月請求件数）、要支援認定者を含めた稼働率年間平均 94%（事業所全体＝131/141 名、※要支援認定者 1 名を 0.33 名として計算）の維持

運営・経営のさらなる健全化を図るため、ひと月当たりの請求件数目標値を上記のとおり定め、達成に向け取り組みます。目標値を定めるにあたっては、事務員の配置や操作性・拡張性の高い居宅介護支援ソフトおよび「ケアプランデータ連携システム」の導入による業務効率化を前提としています。

2. 地域包括支援センターとの関係強化（町田市、多摩市、八王子市）

上記目標値の達成に向け、町田市、多摩市、八王子市の地域包括支援センターを計画的に訪問し、信頼関係の維持・強化を図ります。また、地域包括支援センターが主催する会合や研修へ積極的に参加し、関係の強化を図ります。

【 1. 目的 】

ご利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者一人ひとりの目標に沿って総合的・効率的にサービスの提供が行われるよう支援いたします。ご利用者の選択に基づきケアマネジメントの公正中立性の確保を図りながら、要介護状態等の改善・介護予防・重度化予防・認知症症状等の緩和に努め、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

【 2. 運営方針 】

(1) 医療機関との情報連携強化に努め、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援いたします。

(2) ご利用者の心身の状況や環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公平中立に支援いたします。

(3) 要介護状態等の改善または悪化の防止に資することを目的とし、市町村・高齢者支援センター・居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所・介護保険施設・当法人サービス事業者との連携に努め支援いたします。

【 3. 対象者 】

町田市・多摩市・八王子市に居住する要介護認定者および要支援認定者（事業対象者を除く）

【 4. 利用定員 】

常勤専従の介護支援専門員1名あたりの要介護認定者数は、37件を標準担当件数（＝ひと月の居宅介護支援費請求件数）とします。また、要支援認定者数は、介護支援専門員1名につき5件を超えないようにします（要支援認定者は1件＝0.33件として計算する）。

業務効率化に資する諸条件が整った場合には、年度途中で標準担当件数を上方修正する場合があります。

【 5. 施設管理 】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、チームケア会議 (週1回)	10月	全体会議、チームケア会議 (週1回)
5月	チームケア会議 (週1回)、研修	11月	運営会議、チームケア会議 (週1回)
6月	チームケア会議 (週1回)	12月	チームケア会議 (週1回)
7月	運営会議、チームケア会議 (週1回)	1月	チームケア会議 (週1回)
8月	チームケア会議 (週1回)	2月	チームケア会議 (週1回)
9月	チームケア会議 (週1回)	3月	運営会議、チームケア会議 (週1回)

(2) 防火防災計画

(1)安全対策／ア. 日頃のご利用者宅への訪問時に、ガスコンロや仏壇等の火の始末に対しての注意喚起、家具明器具の落下防止等環境整備に努めます。台風被害、大雨被害、地震被害等非常災害時の対策について、家族とも連携を図ります。／イ. 事業所の書庫等を耐震器具で固定し、転倒防止を図ります。

(2)必需品の備蓄／ア. ご利用者宅への訪問時に、保存食料品や飲料水、医薬品等、必需品の備蓄の実施を呼び掛けます。／イ. 事業所にラジオや乾電池等を備蓄し、情報収集の手段を確保します。／ウ. 事業所に非常持ち出し袋を設置し、非常災害時の緊急対応等に備えます。

(3)連絡体制の整備／ア. ご利用者の緊急連絡先と連絡方法を定め、緊急連絡先を明確化、整備します。／イ. 職員緊急連絡網を整備します。／ウ. 医療機関や地域包括支援センター、関係事業者等の連絡先を明確化、整備します。

(4)職員の防災知識の向上／防災訓練への参加や研修等により、職員の防災知識の向上を図ります。

(5)防災訓練の実施／ア. 併設事業所等と協力し年間2回の防災訓練の実施や、町田市役所主催の災害時情報伝達訓練の通信訓練等に参加し、行政と介護保険事業所等の連絡体制を日頃より確認し非常時に備えます。／イ. 各種災害を想定した行動マニュアルを策定し、非常時に備えます。BCP の定期見直しも実施します。

(3) 感染症対策

コロナウイルス感染症等に対応するための感染症対策強化に努めます。

1.緊急事態宣言等行政や保健所の指導による「新生活様式」の順守／2.各職員の体調管理や拡大防止、業務存続の対応／3.換気・除菌・マスクの着用・備蓄／4.ご利用者への情報提供・注意喚起／5.サービス事業者との連絡強化／6.オンライン研修等の導入(三密防止)等

法人の北極星（3年後にありたい姿）

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中でヘルパーステーションの役割

当事業所は、

ご利用者の生活に寄り添い、専門性が高いコミュニケーション技術、観察力、介護技術

を通じて、一人ひとりの意思と選択に沿った生活が、安心して続けられるよう支える役割を担います。

重点目標

持続可能な訪問介護事業所となり、地域で必要な介護需要に質の高い専門性をもって応えます。

具体的な計画

① 利用者支援

- ・訪問介護ヘルパーが均一で質の高いサービスが提供できる。

事業の性質上、勤務時間の9割は移動及び自宅でのヘルパー活動に入っている為、ヘルパー各個人の技術やコミュニケーションの評価や指導を行う事が難しいですが、当事業所としてのヘルパーの質を高め、一定の質を担保できるようにサービス提供責任者が主催する利用者の情報共有と技術指導の会議を所属している全職員対象に毎月実施します。

- ・ケアプランデータ連携

居宅介護支援事業所との情報共有の強化を目的にケアプランデータ連携を導入します。

② 職員・チーム

- ・訪問介護ヘルパー個人の目標設定と研修の実施とサービス提供責任者が主催する会議にて質の向上と情報共有強化を行います。

訪問介護ヘルパー一人ひとりの質の向上に向けての目標を設定し、研修計画をたて実施し、年度の終わりに評価します。サービス提供責任者が主催する会議にて技術指導を行い、全体のボトムアップを図ります。

③ 運営・稼働

・月サービス提供時間 260 時間

持続可能な訪問介護事業所を目指し、一. 移動時間の改革 二. 加算の算定 を行う。現在は事業所のある下小山田を拠点としながら車移動で 20 分以内のご利用者を受けていますが、交通状況に左右される道を通る場合があります。町田市だけでなく、信号がなく移動時間が計算しやすい多摩市の一部地域へ活動範囲を拡大し、移動時間の効率化を図ります。また、訪問介護の質を評価する特定事業所加算を算定し、訪問介護事業所の倒産が増えている現状でも持続可能な事業所へ変化していきます。

【 1. 目的 】

要介護状態または要支援状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般に渡る支援を行うことを目的とします。

【 2. 運営方針 】

(1) 要介護者及び要支援者の心身の状況などに応じた適切なサービスの提供を行います。

(2) 提供された介護サービスについて、ご利用者の目標の達成度や満足度等の評価を行います。また、新たな目標の設定やサービス内容に変更等がある場合は、訪問介護計画の修正を行い、その改善が図れるよう努めます。

(3) サービス提供／365日、日中、早朝、夜間のサービスを実施します。

(4) 営業活動／新規利用者獲得の為、交流のある居宅介護支援事業所へ月に1回以上ファックスや電話をします。新規やサービスの増回を受けられる曜日と時間をケアマネジャーとご家族にお伝えます。

【 3. 対象者 】

要介護認定者及び要支援認定者。

【 4. 利用定員 】

利用者40名に対し1名以上のサービス提供責任者を配置します。

【 5. 施設管理 】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4 月	全体会議、事業所会議、サ責主催の会議、動画研修	1 0 月	全体会議、事業所会議、サ責主催の会議、動画研修
5 月	事業所会議、サ責主催の会議、動画研修	1 1 月	運営会議、事業所会議、サ責主催の会議、動画研修
6 月	事業所会議、サ責主催の会議、動画研修	1 2 月	事業所会議、サ責主催の会議、動画研修

7月	運営会議、事業所会議、サ責主催の会議、動画研修	1月	事業所会議、サ責主催の会議、動画研修
8月	事業所会議、サ責主催の会議、動画研修	2月	事業所会議、サ責主催の会議、動画研修
9月	事業所会議、サ責主催の会議、動画研修	3月	運営会議、事業所会議、サ責主催の会議、動画研修

ご利用者の状態、状況や環境の把握、情報交換、コミュニケーションや介護技術の水準を上げ、適切なサービスを提供できるように、毎月、定期的に職員の研修・会議を実施します。

虐待防止、身体拘束、感染症、BCPの会議は法人のスケジュールに合わせて実施します。

(2) 防火防災計画

(1) ご利用者宅の落下物、家具等の転倒防止を呼びかけます。

(2) 震災、天災等発生時の対応

ア. ご利用者宅に訪問。または、通信手段により安否の確認を行います。

イ. 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携を図り、情報の共有に努めます。

(3) BCPの定期見直しも実施します。

(3) 感染症対策

コロナウイルス等、感染症の流行情報には十分注視し、除菌やマスク、スタンダードプリコーション、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。身体介護の場合はご利用者に説明し、フェイスシールドと手袋を着用しケアにあたります。また、ご利用者や職員の健康状態も踏まえ柔軟に対応します。

法人の北極星（3年後にありたい姿）

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中で障がい福祉サービスヘルパーステーションの役割

当事業所は、

8050等、複合的な生活課題がある方に対し、介護の専門性を活かした訪問介護のサービスを通じて、一人ひとりの意思と選択に沿った生活が、安心して続けられるよう支える役割を担います。

重点目標

持続可能な事業なのか検証する。

具体的な計画

① 利用者支援

- ・現在の提供しているサービスが今後サービス提供可能なのか検証します。

② 職員・チーム

- ・訪問介護ヘルパー一人ひとりの質の向上に向けての目標を設定し、研修計画をたて実施します。

③ 運営・稼働

- ・月 90 時間稼働

【 1. 目的 】

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

【 2. 運営方針 】

(1) 事業所の居宅介護員は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【 3. 対象者 】

事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定めます。

居宅介護:身体障がい者(18歳未満の者を除く)／知的障がい者(18歳未満の者を除く)／精神障がい者(18歳未満の者を除く)難病等対象者(18歳未満の者を除く)

【 4. 利用定員 】

利用者 40 名に対し 1 名以上のサービス提供責任者を配置します。

【 5. 施設管理 】

(1)会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4 月	全体会議、事業所会議	1 0 月	全体会議、事業所会議、動画研修
5 月	事業所会議、動画研修	1 1 月	運営会議、事業所会議、動画研修
6 月	事業所会議、動画研修	1 2 月	事業所会議、動画研修
7 月	運営会議、事業所会議、動画研修	1 月	事業所会議、動画研修
8 月	事業所会議、動画研修	2 月	事業所会議、動画研修
9 月	事業所会議、動画研修	3 月	運営会議、動画研修

ご利用者の状態、状況や環境の把握、情報交換、コミュニケーションや介護技術の水準を上げ、適切なサービスを提供できるように、毎月、定期的に職員の研修・会議を実施します。

虐待防止、身体拘束、感染症、BCP の会議は法人のスケジュールに合わせて実施します。

(2)防火防災計画

(1)ご利用者宅の落下物、家具等の転倒防止を呼びかけます。

(2)震災、天災等発生時の対応

ご利用者宅に訪問。または、通信手段により安否の確認を行います。

(3)BCP の定期見直しも実施します。

(3)感染症対策

コロナウイルス等、感染症の流行情報には十分注視し、除菌やマスク、スタンダードプリコーション、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。また、ご利用者や職員の健康状態も踏まえ柔軟に対応します。

サービス付き高齢者向け住宅 清住の杜町田 (サービス付き高齢者向け住宅)

法人の北極星 (3年後にありたい姿)

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中でのサービス付き高齢者向け住宅の役割

当事業所は、

顔馴染みのあるご入居者・地域の方々との交流や24時間利用できる援助サービス

を通じて、一人ひとりの意思と選択に沿った生活が、安心して続けられるよう支える役割を担います。

重点目標

ご入居者一人ひとりが長く住み続けられるよう、午前、午後の体操やカラオケ、レクリエーション、イベントを行います。体調の変化に気をつけ、連帯保証人、担当ケアマネジャーと連携を図ります。多角的で充実したサービス提供を目指します。

具体的な計画

① 利用者支援

- ・可能な限りご入居者からの聞き取りをもとに、連帯保証人、担当ケアマネジャーとの情報共有を行い、迅速なサービス提供を目指します。
- ・外出の機会が増えるよう、地域のイベント情報を提供します。
- ・イベントを開催し、ご入居者同士の交流の場を提供します。

② 職員・チーム

- ・毎月のミーティングを実施し情報共有（報連相）、意見交換を行い、統一されたサービス提供が行えるようにします。
- ・管理職と職員が一对で話し合える場を作り意見交換のしやすい職場環境を整えます。
- ・統一されたサービスが提供できるよう、ミーティング時に研修を行います。
- ・職員が心身共に安定して働ける職場環境づくりを目指します。

③ 運営・稼働

- ・稼働率94%を目指します。
- ・待機者確保の為に、近隣の居宅介護支援事業所、紹介センターへ営業活動を行います。
- ・上半期、下半期にそれぞれアンケートを実施し、生活やサービスに対する満足度を調査します。

【 1. 目的 】

高齢者の賃貸住宅として、基本60歳以上の高齢者にご入居いただき、状況把握サービス(ご入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービス)、生活相談サービス(ご入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするためにご入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービス)を提供します。また、ご入居者が日常生活を営むために医療や介護が必要なご状態となっても、住み

慣れた環境で暮らし続けることができるよう、安心・安全な住まいと生活支援を提供する事を目的とします。さらに、居宅介護支援事業所をはじめとして、法人事業所への新規利用に繋げることも目的とします。

【 2. 事業内容 】

(1) 生活支援サービスの提供

ア. 基本サービス

①状況把握(安否確認)／毎日、朝食時食堂及び、午前10時頃に各住戸を職員が訪問し、安否の確認を行います。

②生活相談／日常生活の困りごとや不安等について、職員がご相談をお受けします。

③緊急時対応／各住戸の浴室やトイレ等に設置された緊急通報装置から、事務室まで緊急通報があった場合には、職員がただちに住戸を訪問し、状況に応じて救急対応やご家族、協力医療機関等への連絡等を行います。

イ. 選択サービス(有料サービス)

①食事提供サービス／栄養士が考案する献立を調理職員が厨房で調理します。職員が指定する時間にご入居者にお集まりいただくのではなく、朝・昼・夕食とも90分間の幅をもうけ、ご入居者の生活に合わせてあたたかいお食事の提供を行います。

②居室清掃サービス／職員が居室(居間および台所、トイレ、浴室等)の清掃を行います。

③衣類洗濯サービス／職員が衣類を預かり、洗濯・乾燥をして返却を行います。

④付添い・送迎サービス／職員が買い物や通院等の外出に同行・送迎を行います。

⑤体調管理サービス／毎日、午前10時頃に職員が訪問し、体温と血圧、脈拍の測定を行います。

⑥居室訪問サービス／居室まで訪問いたします。(お食事の配膳下膳、お薬のお届け等)

⑦薬の管理サービス／主治医指示のもと、住宅職員が薬を保管し、決められた時間に食堂で薬をお渡し致します。

⑧服薬介助サービス／主治医指示のもと、一包化された薬を住宅職員が保管し、決められた時間に食堂でご入居者の手へ介助し、服薬の確認を行います。

⑨指定場所送迎サービス／住宅が指定する場所まで送迎を行います。

⑩特殊浴槽入浴サービス／特殊浴槽にて住宅職員が付き添い、ご入浴していただけます。

⑪食堂内配膳下膳サービス／食堂内のお席まで配膳・下膳を行います。

⑫生活介助サービス／住宅職員がゴミ捨て、各種代行、リネン交換等その他ご相談に応じ行います。

⑬身体介助サービス／着替えの手伝い等身体的なお手伝いが必要な際、その他ご相談に応じ行います。

(2) 地域交流スペース等の地域交流の活用

建物1階にある地域交流スペースをご利用の際は、除菌やマスクの着用推奨、換気を十分に行い感染症予防、拡大防止に努めます。また、ご入居者と近隣地域にお住まいの皆様との交流の拠点として活用します。さらに、移動販売やキッチンカー、地域サロン等ご入居者の社会参加の機会、集会やサークル活動の場として提供します。

(3) 特殊浴槽等の整備

住戸の浴室のほか、入居当初は動作が自立しているご入居者が、住戸の浴室で入浴することが困難となっても、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、臥位姿勢のまま入浴ができる特殊浴槽を整備します。また、建物2階に大浴場(予約制)を整備し、非日常的な解放感と心地よさを提供します。

【 3. 対象者 】

60歳以上の高齢者または要介護、要支援認定者及びその同居者(配偶者、60歳以上の親族、要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の親族)

(「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう)

【 4. 年間行事 】

月	内 容	月	内 容
4月	桜御膳	10月	ハロウィン
5月	筍御膳	11月	ビンゴ大会
6月	七夕飾り	12月	クリスマスプレート
7月	流しそうめん	1月	おせち料理
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老御膳	3月	ひな祭り御膳

※その他、地域交流室イベント、清住カフェ等不定期のイベントを実施

【 5. 施設管理 】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議
5月	事業所会議、研修	11月	運営会議、事業所会議
6月	事業所会議	12月	事業所会議
7月	運営会議、事業所会議	1月	事業所会議
8月	事業所会議	2月	事業所会議
9月	事業所会議	3月	運営会議、事業所会議

(2) 防火防災計画

消防計画に基づき、年間2回の消火訓練及び避難訓練を行います。BCPの定期見直しも実施します。

(3) 感染症対策

コロナウイルス等、感染症の流行情報には十分注視し、換気や消毒、マスク、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄を含め感染予防、拡大防止に努めます。また、ご入居者や職員の健康状態も踏まえ柔軟に対応します。

Cherish (チェリッシュ) (地域密着型通所介護)

法人の北極星 (3年後にありたい姿)

嘉祥会は、一人ひとりの意思と選択が尊重され、住み慣れた地域での生活や、その人が望む暮らしを、安心して続けられるよう支えることを通じて、地域から信頼され、選ばれ続ける法人である。その中で
の Cherish の役割、

当事業所は、

小規模デイサービスとしての強みを活かし、利用者一人ひとりに丁寧に寄り添った個別支援を大切にします。特に機能訓練の質向上と生活機能の維持・改善に取り組み、数値や評価だけではなく、ご本人が「できるようになった」「ここに来ると安心する」と感じられる成果につながる支援を実践してまいります。また、商店街という暮らしの場の中にある事業所として、その立地の特性を活かしながら、地域の日常と自然につながる存在でありたいと考えます。買い物や人との交流など、日々の生活の延長線上に支援があることを大切に、デイサービスと商店街の親和性を活かした、地域に開かれた運営を行います。さらに、地域包括支援センター等と連携し、介護相談や予防的な取り組みを継続して実施することで、地域の身近な担い手としての役割を果たしてまいります。要支援・軽度の段階から関わることで、重度化を防ぎ、予防と生活支援をつなぐ“ハブ”のような存在となることを目指します。

同時に、職員一人ひとりが自らの専門性を大切に、それぞれの強みを活かしながら主体的に支援に携われる環境を整えます。利用者と職員が互いを尊重し合い、日々の関わりの中でそれぞれの「自分らしさ」を感じられる場づくりに努めます。こうした取り組み

を通じて、一人ひとりの意思と選択に沿った生活が、安心して続けられるよう支える役割を担います。

重点目標

平均稼働率 83%以上の達成を目標とし、安定した経営基盤の確立に取り組みます。

利用者支援の質の向上、職員の専門性の発揮、地域との連携強化を通じて、持続可能な運営体制を整えます。

具体的な計画

① 利用者支援

- ・3 か月ごとの身体機能・生活機能評価を実施し、数値だけでなく本人の実感を大切に振り返りを行います。
- ・個別機能訓練では、生活場面（買い物・外出・家事動作等）に直結する目標設定を行います。
- ・商店街立地を活かし、可能な範囲で IADL 訓練に位置付けた買い物動作や外出機会を取り入れ、生活に根差した支援を行います。
- ・ケアマネジャーへは定期的に経過報告を行い、在宅生活の継続に向けた連携を強化します。

② 職員・チーム

- ・職員一人ひとりが利用者支援に責任とやりがいを持てるよう、定期的な振り返りの機会を設け、支援内容を言語化する力を養います。
- ・常勤・非常勤を問わず意見交換の場を設け、それぞれの専門性や経験を共有します。
- ・接遇・記録・相談対応などの基本スキル向上に継続的に取り組みます。

③ 運営・稼働

- ・平均稼働率 83%以上の達成を目標とし、月次で稼働状況を確認・分析します。
- ・既存利用者への丁寧な支援を徹底し、利用回数の安定と継続利用につなげます。
- ・体験利用から本利用への移行を円滑に行うため、迅速なフォロー体制を整えます。
- ・地域包括支援センターと連携した「さくら保健室」の共同開催を継続し、早期相談から支援につながる導線を整えます。
- ・業務の標準化と役割分担の明確化を進め、効率的で安定した運営体制を構築します。

【 1. 目的 】

人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。当法人の理念である住み慣れた地域の中で、その人らしく、安心して生活を送っていただくことを推進していくために、地域における重要な社会資源である介護事業所について、質・量ともに整備していく必要があると考えます。本事業は新たな通所介護サービスを通じて、地域に不足している「生きがい」や「やりがい」を感じられる場の提供を目的とします。

【 2. 運営方針 】

(1) 健康延伸に対する正しい根拠、高い専門性を持って取り組みます

医療・介護・福祉それぞれの職種が専門性を活かし、様々な視点から生活を捉え助言や支援を行い健康寿命の延伸を目指します。また、スタッフは自己研鑽の意識を持ち、互いが尊重しあい学びを得られるような環境づくりを心がけます。

(2) 関わる全ての方々の自尊心が保たれるよう、自己選択、自己決定を互いに尊重します

多職種との連携や地域資源の把握を積極的に行い情報収集することで、様々な選択肢を提示しご本人の望む生き方を自己選択できるよう支援します。加齢や生活環境、支援者の心身の変化に伴う心の揺らぎ等は、在宅生活を送る中で関わる全ての方にそれが生じるものと認識し、寄り添う気持ちと多角的な視点及び高い視座を持ち支援していきます。

(3) 認知症や障がい、疾病等の有無に関わらず、地域や社会と繋がりが続けられる環境を作ります

社会的処方への拡充を図るべく、時代の変化や地域のニーズを把握し、地域課題を正しく理解する。またご利用者と共有することで、地域との繋がりを絶たず地域の一員である感覚を持っていただけるよう努めます。

地域貢献や地域活動への参加はもちろん、通所介護のご利用希望者及び地域住民に対して「参加機会」の提供の場としての役割を担っていきます。

(4)SDGs の目標達成のために私たちができる取り組みを推進・発信していきます

SDGs17の目標から、個人・事業所・地域の単位で取り組めることを考え推進していきます。また、地域の方々と一緒に取り組める機会を積極的に作り、顔が見える関係づくりと地域の団結力を高めるよう努めます。
3:すべての人に健康と福祉を／7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに／8:働きがいも経済成長も/11:住み続けられるまちづくりを／12:つくる責任 つかう責任

【 3.対象者 】

町田市在住の介護保険第一号及び第二号被保険者(要介護・要支援・事業対象者)

※保険外事業は地域住民を対象に含める

【 4.利用定員 】

定員:10名(地域密着型通所介護提供時の定員。介護保険法に準じ床面積より算出)

※地域向けの保険外事業については定員を超えて提供する可能性も有り

【 5.サービスの内容 】

- (1) 生活指導(相談・援助)／自宅での生活状況の聴取、助言。ケアマネジャー、他事業所と情報共有し連携いたします。ケアプランに基づき計画書の作成を行い、ご本人の目標と本事業で提供する内容を可視化します。(必要に応じ適宜見直しを行う)
- (2) 機能訓練／身体機能面、認知機能面の評価を行い、ご本人と共有いたします。目標達成に向けた計画の立案や代替手段などの提案や自宅内環境における評価、必要に応じて福祉用具導入の提案自主トレーニング指導。
- (3) 健康チェック／バイタルチェック。食事や服薬、生活面における助言や指導を行います。
- (4) 食事／ぬくもりの園のお食事を提供いたします。(嚥下及び口腔機能に対応した食形態の提供)口腔体操、食(栄養面、食事の際の環境設定など)に関する助言・指導を行います。
- (5) 送迎／無理のない配車スケジュールを組み、感染対策を徹底し安全第一で行います。

【 6.年間行事 】

月	内 容	月	内 容
4月	お花見	10月	運動会
5月	菖蒲見学	11月	紅葉・いちょう狩り
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	初詣、書初め、梅見学
8月	夏祭り	2月	梅見学、節分
9月	敬老祝賀会	3月	ひな祭り

※毎月実施:お誕生日会

【 7. 施設管理 】

(1)会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議
5月	事業所会議、研修	11月	運営会議、事業所会議
6月	事業所会議	12月	事業所会議
7月	運営会議、事業所会議	1月	事業所会議
8月	事業所会議	2月	事業所会議
9月	事業所会議	3月	運営会議、事業所会議

※隔月(奇数月)実施:さくら保健室 / 4・7・10・1月実施:商店街行事参加

(2)防火防災計画

年2回の避難訓練や消火訓練など実施し、防災に関する職員の意識を高めるよう努めます。備蓄品や消火器などの点検を定期的に行い、内部環境における備えを整備するとともに、ご利用者に対しても暮らしの中で日頃からできる防災対策を提案していきます。BCPの定期見直しも実施します。

(3)感染症対策

感染症に対する正しい知識を持ち、基本的な感染予防対策を日頃より徹底し、「持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」環境づくりに努めます。職員も体調管理を心がけ、情勢に合わせてサービス内容の調整を行いながら業務継続を図ります。感染症発生時は当会のBCPに基づき、他事業所と連携し事業所及び当会全体の事業継続に努めます。

法人概要

法人名

社会福祉法人 嘉祥会 (しゃかいふくしほうじん かしょうかい)

理事長

彌 信道

設立

2000年12月

所在地

東京都町田市下小山田町 2729-2

従業員数

72名 (2026年3月1日時点)

事業内容

認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援、訪問介護(高齢・障害)、サービス付き高齢者向け住宅 他

協力・連携

(病院・クリニック)

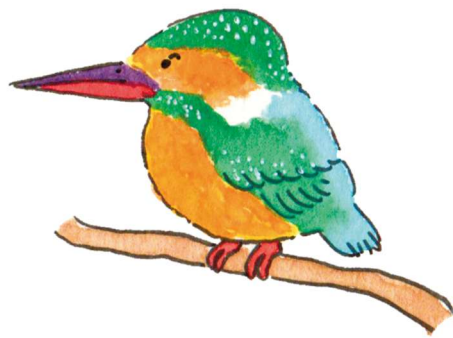
あいクリニック中沢、あさがお歯科、社会医療法人河北医療財団、小室医院、根岸薬局、ひがし林間歯科

(施設)

介護付有料老人ホームグランマ八王子・立川、サービス付高齢者向け住宅リバーサイド立川、特別養護老人ホーム福音の家、老人保健施設マイライフ尾根道

(その他)

未来市民法法律事務所、銀座高橋法律事務所、税理士法人フォース、社会保険労務士法人JPS、メモリアルフォレスト多摩、セレモアホールディングス株式会社、有限会社タートル企画



[https : // kashokai.com](https://kashokai.com)